

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(大飯発電所第3, 4号機 設計及び工事計画(火災防護基準の改正に伴う基本設計方針等の変更))【46】」

2. 日時：令和4年7月20日(水) 16時30分～18時20分、

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室(一部TV会議システムを利用)

4. 出席者(※・・TV会議システムによる出席)

原子力規制庁：

(新基準適合性審査チーム)

奥企画調査官、鈴木主任安全審査官、西内安全審査官、

大塚安全審査官※、畠山安全審査官※、岩野審査チーム員

原子力規制企画課 火災対策室

齋藤火災対策室長、田邊係長※、山下係長

関西電力株式会社：

原子力事業本部 原子力保全担当部長、他7名(7名のうち、3名はTV会議システムにより出席)

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

・資料-1 大飯発電所第3, 4号機 火災感知器増設に係る設計及び工事計画  
認可申請 コメント回答について

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	原子力規制庁の岩野です。それでは大井発電所第 34 号機火災感知器増設に係る設計及び工事計画認可申請についてのヒアリングを始めたいと思います。
0:00:11	それでは、提出された資料の、
0:00:15	10、
0:00:18	3 ページ 14、13 ページ以降の基本設計方針のところからちょっとまず全体的な話を、
0:00:24	をしたいと思うんですけど、鈴木さんからお願いしてもよろしいですか。
0:00:35	規制庁鈴木です。前回言ったことを繰り返すんですけど、
0:00:40	14 ページの、
0:00:43	ポツ両括弧A、
0:00:46	幹事の選定簿作動の防止の、
0:00:50	初っ端のところ、
0:00:52	A、
0:00:54	火災区域または火災区画における放射線取付面高さ温度取得桐生等の環境条件を考慮し、
0:01:04	これこれ選定する設計。
0:01:07	とする。
0:01:09	ここに書いてある。
0:01:11	環境条件の事例すべては、選定に当たって本当に必要なものだけに絞られていますか。
0:01:22	前回私言ったと思うんですけど。
0:01:26	選定、或いは誤動作防止の話と、
0:01:30	設置に係る
0:01:32	環境条件のパラメーターって、
0:01:36	重複するんですか、しないんですか。
0:01:42	もし重複するとしたら、設計のやり方がおかしいんじゃないかなと私は思うんですけど。
0:01:50	まず、関西電力のポジションとして、
0:01:54	感知器の選定誤動作防止の、
0:01:57	話と、
0:01:59	設置の話は、
0:02:02	シーケンシャルに、
0:02:03	やるということで、或いは、別々にやるということで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:08	よろしいんですね。
0:02:11	一方で、
0:02:13	この書き方は火災防護審査基準。
0:02:16	の通りですっていうとしたら、まずこれもう一度申し上げますけど、
0:02:21	火災防護審査基準の、
0:02:36	2.2. 1 両括弧 1 の①。
0:02:42	この部分っていうのが、
0:02:45	選定とか誤動作防止だけのことを言ってるわけじゃなくて、もともと、
0:02:51	火災防護審査基準で言ってた通り、選定誤動作防止設置のことを、
0:02:57	要求してることに変わりはないですここは。
0:03:00	②については、
0:03:03	①で言ってる設置の具体例を、
0:03:06	書いてるだけです、
0:03:09	基準に書いてあることと、関西電力がやろうとしていることは、多分連れてるんですよね。
0:03:14	これはもう、
0:03:16	1年ぐらい前の審査会合のときでも、
0:03:19	お話をしている、
0:03:21	やり方が違うんですと関西電力は、
0:03:25	と私は、関西電力はそういうふうに、
0:03:29	言ってきたとっていたので、
0:03:31	そこをちゃんと分解した上で、
0:03:35	選定とか誤動作防止でかかる環境条件のパラメーター
0:03:41	設置でかかる環境条件のパラメータを分解されて、
0:03:46	それで基本設計方針の中に落とし込まれるのかなというふうに思っているんですね。
0:03:55	ここをしっかり分解しておかないと、
0:03:58	例えば取付面高さ、
0:04:01	これはまさに今の基本設計方針の、
0:04:05	見直しの方向性のところで、
0:04:07	両括弧Aにも両括弧Bもどっちも出てくるんですよね。
0:04:11	じゃどこでもその取付面高さの話で、
0:04:15	判断するんですか、2回判断しますってことなんですかと。
0:04:19	2回判断する必要あるんですかね。
0:04:35	多分その取付面高さの話はどっかで落ちればいいだけですよね。おそらく。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
 発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:40	2回落とさない、2回判断しないとイケないんですかね。
0:04:49	私あのフローチャート見てないですよ、フローチャート関西電力はこうやって設計するっていうのを具体的に書いてるだけなので、
0:04:57	そちらの方から両方とも出てきますっていうんだったら、多分フローチャートおかしいんじゃないかなと私は思うんだけど。
0:05:03	フローチャート作ったら、多分その通りプログラム変えてもちゃんと設計できるはずですよ。結果として、
0:05:09	計算機プログラムをそれで組んで、はい。ここのところはこういうふうの結果になりましたって、
0:05:15	出てきたときに、2回も同じ条件が出てくると。
0:05:19	どっかではじかれて2回目は出てこないとか、或いは無限ループに落ちていつまでたっても答えが出てこないとかって、
0:05:26	そういうことをプログラム作ってよくありますよね。
0:05:36	そういうのをちゃんと整理しないと、
0:05:39	どこでまずじゃあ、このパラメーターは、
0:05:43	必要になってくるんだっていうのをちゃんと分けた方がいいと思うんですね。
0:05:50	私の言いたいことわかります。
0:05:57	全体のイメージとしては私の
0:06:00	確認、確認しておきたいと思ってるところは、そこです。
0:07:33	関西電力吉田でございます。コメント回答資料のフローの方ですけども、今回の資料の
0:07:44	5ページ目ですけども、ここで選定の詳細フローをつけております。選定の部分で、考慮する環境条件としては、
0:07:55	真ん中のちょっと下の中段部分ですけども、環境条件として放射線の影響発火性引火性の雰囲気形成並びに、
0:08:05	水素発生出土上記雨水の影響と、あと設置場所における設備配置というところを考慮してまして、取付面高さについては、
0:08:16	後段の設置方法の部分で考慮するというふうに整理しております。ただいま、基本設計方針上では、取付面高さについても、選定の部分で、
0:08:28	考慮する内容になっておりますんで、ちょっとそのフローと今、方針があっていないという状況にあるというふうに認識しました。
0:08:39	他にも、環境条件、それぞれですね、選定誤動作防止設置、それぞれどこの部分に考慮する必要があるかというところをきちっと整理をしまして、
0:08:53	基本設計方針に反映したいというふうに考えます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:02	規制庁鈴木です。私の言いたいことはそういうことですので、よろしくお願いします。
0:11:31	規制庁鈴木です。本庁側で皆さん悩まれている、無言になってる状態ですので気にしないでください。
0:11:52	衛藤にニシウチですけ規制庁ニシウチですけど、ちょっと自分の理解も兼ねてたんですけど、さっき鈴木が言った通り、基本的に
0:12:02	フローチャートの話にも若干絡みますけど、確かに同じフローの中で2回同じ条件が出てくるのはそれは確か違うと思うんですよ。一方で、今の菅さんのフローって、まず選定の段階で、
0:12:15	各火災区域の、
0:12:17	環境条件抽出して選定しますと、そのあとで組み合わせをしますよねと、組み合わせをして、組み合わせをするために火災感知器を選択して、設置をしていきます。その設置方法で何かエラーがあったりとかしたのであれば、
0:12:32	選定に戻るのではなくて組み合わせに戻っていくんですよ。
0:12:35	だから、まず選定の段階で考慮している条件と、その意向で考慮する条件で、重複があったとしてもまず実態上のエラーは特に起きないとまず思ってるんですけど、そこは、同じ理解でやってますか。
0:12:57	はい。関西電力吉田でございます。例えば放射線量の高い場所というところで考えた時に放射線量高いところでも使える感知器、
0:13:08	これを選定段階で、まずは選定しますと、実際付ける断面で、その使える感知器をつける。
0:13:19	にあたって、被ばくとか、そういった考慮も必要になってくるというところで、放射線に関しては、選定、
0:13:31	した後、設置段階でも考慮
0:13:35	に入ってくるのかなと。
0:13:38	いうふうに思っていますが、規制庁ニシウチですけど多分放射線は、選定のときに考えてる条件と、設置のときに考えてる条件が違うんですよ。高線量、
0:13:50	明日、規制庁都築ですそれは、
0:13:53	吸収線量と実効線量の違いがあるので、同じパラメーターではないと思います。
0:14:00	なのであんまりそれは今の説明には適してないとまず思っていて、
0:14:04	ちょっと聞きたかったのは、
0:14:08	選定のときに、設置高さを踏まえて、何か選定した感知器ってあるんですかっていうのをちょっと聞きたくて、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:17	要はこの関西がやろうとしてるフローを見る限り、選定の段階で、そもそも選定されなかったら、そのあと選定に戻っていかないんですよ。
0:14:27	なので、選定の段階で、基本的に環境条件を踏まえて選定されてなきゃおかしいと思うんですよ。
0:14:34	例えば、例えばですけど、基本の3パターンのお話でいうと、熱感知器って確か15名。
0:14:41	なぜだっけ。
0:14:43	8メーターかな。で、例えば煙ともう1種類を選定するときに、10メーター以上とかの例えばエリアがあつて、あつたときに、熱は使えないね。
0:14:53	その設置高さ踏まえて炎は使えるね。
0:14:57	ていうパスがあると思うんですよ。ていうそういう理由で、
0:15:01	例えば基本パターンの炎とか他にもな設置高さを理由に選定した感知器があるのであれば、それは変えないといけないと思いますし、ないのであれば、
0:15:10	書かないっていうのがまず前提スタートかなと思うんですけど、実際ある。
0:15:15	ねっていうのがまず確認したかったんですけど。
0:15:28	関西電力吉澤でございます選定の段階では、取付面高さは考慮しない。
0:15:36	こととしてます。
0:15:38	であれば、もう、
0:15:41	結論ですよ。今基本設計方針上は、選定の段階で設置高さを考慮するって言うんですけど、実際は別に設置高さ押す、考慮して選定した感知器がなくて、
0:15:51	それ以外の放射線条件まさに機器が故障するような放射線量とか、
0:15:56	あとは、
0:15:57	封とかでしたっけ。そういった条件を踏まえて、まず選定はしました。
0:16:02	そのあとで、設置高さっていうのは設置段階で考慮して、使えるものを置いていくようなフローを考えてますってことですよ。だからそれであれば、単純に基本設計方針の選定の部分からそれが消えるだけっていうのが何かファクトンなるのかなと思いますけど何か理解が違いますね。
0:16:19	関西電力よさでございます。取付面高さは選定の部分から消えて、設置の部分に移ると、移動させるという理解をしています。
0:16:55	規制庁次それがフローチャートで具体的な
0:16:59	設置の
0:17:01	環境条件、
0:17:04	背線選定の環境条件、それが何ですかっていうのは全部具体的に出てくる。
0:17:12	と思っているので、そこで整理されて、
0:17:15	それらを基本設計方針では等で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:19	事例として挙げましたと。
0:17:21	いうふうに書いていただければそれでいいと思う。
0:17:28	で、添付資料側の方ではそこは全部、
0:17:31	フローチャートなりの、
0:17:33	設計のやり方が書いてある。
0:17:35	そういうイメージかなと思ってますけど。
0:17:39	はい。
0:17:41	関西電力吉田です。イメージは理解いたしました。
0:18:12	すいません規制庁の岩野です。ちょっと今の話に関連して、確認なんですけど、今メンバーリストの中に、
0:18:24	にはサトウ分布型の熱感知器ってのは入ってないんですよ選定されてないんですよ。で、今、選定されて熱感知器っていうのは、高さ、使える高さでいうと8メートルまでのところなんですよ。
0:18:36	砂防分布型っていうのは15メートルまで使えるやつなんですよね。
0:18:40	その要は8メートルから15万メートルまでの高さのところ、
0:18:46	設置する感知器として、
0:18:49	熱感知器を使わなきゃいけないようなシチュエーションは、
0:18:55	ないと考えてるからそこを好んサトウ分布が特に選定されてないんですかね。
0:19:01	なんかそうそういうそれ選定しなきゃいけないってなると、やっぱり設置高さも関係するような気がする取付面高さも関係するような気がするんですけど、その点は何か関西電力として、
0:19:10	どのように考えておられるか回答してもらってもよろしいですか。
0:21:05	関西電力吉田でございます。今熱流腸式の作動分布型、これを選定していない理由としては、
0:21:16	消防法施行規則に基づく、管地域の感知方式としては、煙熱ほど、この3種類しかない。
0:21:27	いうふうに思ってます、その三種類をすべて選定の対象に入れていると。これらの三種類については、
0:21:37	高さが決まればですね、熱が駄目であればほどであるとか、そういったふうに場所に応じて選択できる。
0:21:47	ものになりますんで、熱については、茶道分布型入れておりませんで、8メートル未満で使える感知器だけを入れていると。
0:21:59	それが使えないということであれば、そういう場所であればですね、炎を使うところになると、
0:22:09	まず、そういうことで、特に熱の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:17	感知器をすべて網羅できるように、感知器を選んでいるわけではないというところでございます。
0:22:32	規制庁の今野です。ちょっと今の回答は、
0:22:38	こここういうことですかっていうのをちょっと確認したいんですけど、その熱のたとえウワー、18メートルから15メートルのやつを選定しなくて熱が使えなかったとしても、
0:22:49	その炎等後残りだと煙になると思うんですけど、その二つが設置できるので、選定し、その8メートルから15メートルのサトウ分とかでは選定しなくても、
0:23:02	対応できます。だから選定しなくてもいいんですけどってそういう回答ですか。
0:23:08	違います。
0:23:10	規制庁するちょっと今のは、法の話がすごい曖昧になってて、炎は障害物があったりとか、
0:23:18	するとだ、駄目なので、
0:23:21	じゃあ、さっき言った作動分布型でないと。
0:23:25	結局、
0:23:27	熱炎。
0:23:30	の類、
0:23:31	は選定できなくなっちゃうってことなのかどうかってことを聞きたい。
0:23:39	んね、通常の熱スポット型のやつが駄目だったらコンノに行きます。
0:23:45	でも障害物があったら今度使えません。
0:23:48	そんな時じゃあと何名になるんですかって。
0:23:52	言った時に佐渡作動分小型の熱がまだあるじゃないですかっていう。
0:23:57	話でと、残さなくていいんですかってことを聞きたいってことですよ。
0:24:02	すいません。おっしゃる通りです。
0:24:05	要するにその火災防護審査基準通りに、あらゆる感知器調べて、火災防護審査基準通りに設置できないことがわかって初めて保安水準に行くと思うんですよ。
0:24:16	例えば高天井でなおかつ障害物があったりしたところでは、炎が使えなくて結局、
0:24:22	熱の、
0:24:23	主に、
0:24:24	高天井というのはその8メートルから15メートルで障害物があるようなところでは熱のサトウ分布形を、
0:24:31	消火細胞が消防施行規則通り設置するっていうパターンが考えられるルール抜け道が残っちゃうような気がするんですよ。そこら辺の網羅性っていうこと

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



	ろが抜けてはいませんかねっていうそういうすいません懸念点があるということ。
0:24:51	はい。
0:24:54	関西電力吉田でございます。おっしゃる通り、選定の段階から、使わないというふうにしてしまうと、本来使え、
0:25:06	使って、基準通りに設置できる可能性もある。
0:25:12	というところで、ちょっとこちらで考えてるのが、
0:25:18	ちょっと考慮不足していたのかなというふうに考えます。一旦選定に入れた上で、どういうふうに設計なるかと。
0:25:29	いうところ、こちらでまた検討してですね、整理したいと思っております。
0:25:38	規制庁の今野ですありがとうございます。その時に、
0:25:41	さっきの1個前の話に戻るんですけど、取付面高さっていうところは選定の中に考えとして入ってくる。
0:25:50	そこは違いますか。
0:25:53	関西電力予算でございます。特に取付面高さは意識せずに、干潮式で使える間感知器を、
0:26:03	選定するというところで、取付面高さは考慮しない。
0:26:09	ことにしています。はい、規制庁のようです。要は熱感知器とのスポット型と熱感知器の作動分布形みたいな形で、それぞれの種類で仙波選定するようなイメージになるんですかね。
0:26:21	関西電力吉澤でございますその通りでございます。
0:26:58	規制庁鈴木です。今言った作動分布型の熱感知器は、
0:27:04	ルール、アナログ式の熱感知器ではないということであればアナログ式でない熱感知器。
0:27:10	の分類になるってこと。
0:27:16	それともまたさらに違う分類として、
0:27:20	茶道分布型っていうのを何か特別に書かなきゃいけない。
0:27:25	分類になるんですか。
0:27:29	関西電力吉澤でございます。今アナログ式の感知器としているのはスポット型を対象にしてまして、アナログ式でない熱というのは、熱電対。
0:27:41	の慣習化機を対象として書いてます。サトウ分布型を選定に加えるとすれば、作動分布型の熱感知器と、
0:27:51	ということで、別に
0:27:57	関西電力棚橋です。そういうこと聞かれてるんじゃないなくて、この表でどこに入るのって聞かれてる。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:08	規制庁宗です。今の、
0:28:11	分類例は該当しないので、追加しないといけないという、そういうことってことですねそういうことです。理解しました。はい。
0:28:29	規制庁の岩根ですこの点については他に皆さん何かありますか。
0:28:38	では、
0:28:45	は、江藤規制庁ニシウチですけど、
0:28:47	一応確認ですけど、熱作動式の話はまだつか、発電所内で使われてないんですよね。はい。
0:28:54	関西電力コマツ使われておりません。
0:28:59	了解しますと
0:29:02	あれですねまずフローの方はしっかり直す必要まずあると思うんですけど、あとは基本設計方針に最後どう書くかですよね実際に
0:29:12	書かれるべきなのか、要は基本設計方針に書かれると、あたかもそれが発電所内で採用されているような形になるので、そこら辺がちゃんと最後整理されればいいのかという今確認だけです。はい。
0:29:26	はい。
0:29:27	関西電力牛島でございます。ちょっと申し訳ないですけど事業本部側、今聞いてるメンバーの方です。今のサトウ分布シキイのカテゴリー、
0:29:38	ここに追加するということなんですが、今の該当の特箇所から読める読めない、ここに追加するべきであるというところをちょっと補足あればお願いします。
0:29:49	1 関西の原子力事業本部熊倉です。
0:29:52	あと作動式分布がたの熱感知器なんですけれども、選定の表の熱感知方式の
0:30:02	環境条件を考慮してる方の、
0:30:06	三つ感じ並んでると思うんですけど、その真ん中のアナログ式でない熱感知器、ここ、
0:30:13	ここに該当するんですけども、
0:30:16	スポット型と、
0:30:18	シャドー分布型ということで型が違うので、そこを細分化するということで、今アナログ式でない熱感知器って書いているところを、
0:30:29	この二つに分けて記載するということで対応したいというふうには考えております。
0:30:36	関西電力小森ですけど。
0:30:38	茶道分布型は放射線が高い場所でも使えます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:45	関西電力熊倉です。サトウ分布がたなんですけれども、こちらも空気管を使っておりますので、検出部が下放射線量が高い場所じゃないところに設置することができれば、
0:30:58	せ、使うことはできるのかなというふうに考えておりますがその点も踏まえて、ちょっと検討させていただきたいなというふうに思ってます。
0:31:09	ということで記載はちょっと書き分ける必要はあるのかなとは思ってます。
0:31:17	ですのでいずれにしろ書き分けちょっと書き方は工夫しますけど書き分けて、はい。
0:31:22	ここには書くと、
0:31:25	それで基本設計方針に、
0:31:29	使わないものも書いた方が、
0:31:34	結果ちょっと多分使わないんですけども、書くかどうかちゅうのは、
0:31:38	ちょっと我々の方でも考えたいと思う。
0:31:43	です
0:31:45	感知器については、基本設計方針で登録する機器でもないと思うので、
0:31:53	さっき西内が言ったのは、基本設計方針だけ読んで、あれ、この感知器、実際どこで使われてるのって、
0:32:01	話になったときに、
0:32:03	ないものが書いてあると。
0:32:06	どうなのって思うかもしれないけど、
0:32:09	でもそれは添付資料側の方で、最終的にこれを選びましたって最後表載りますよね。
0:32:16	そこで最終設計の姿は出てくるので、
0:32:20	基本設計方針は、使ったものだけ要するに結果だけで書いてありますっていう。
0:32:27	やり方でもいいし、そうじゃなくて一般論として、
0:32:31	書いてますどっちでも私はいいと思うんでそれは関西電力の選択だと私は思うんですけども、いかがで。
0:32:43	規制庁西内ですけど一応追加でなんですけど、基本スズキが言った、僕も同じ認識でいますで、その上で今のそのフローチャートの方で関西電力が実際にやっている。
0:32:55	その設計の流れを聞く限りは、選定は設定で1回完結してるんですよ。であれば、やっぱり使っていないものもあるけども、まず選定した結果として書いていた方が実際のはな、内容とも整合はするし、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:08	ていうところそれも踏まえて書いてあってもいいのかなという気はしますし、そこら辺がしっかり関西としてのスタンスが決まって、ちゃんと説明をいただければいいと思ってますというさっきの確認補足で、
0:33:22	はい。関西電力嶋でございますありがとうございます。今の受けとめとしまして、この栄光の選定等誤作動の防止のところのラインナップとしてはですね、使ってないものでも登場してくるのはそれはありと。
0:33:36	いう認識で今のサトウ分布式というものが入ってくるかと。この辺検討したいと思います。ししかるに私どもですね、後段の検査とかもちょっと念頭に置いた場合には、
0:33:49	基本設計方針で登場してきます。片や、その検査で展開する時にですね、基本設計方針と、添付資料である火災防護に関する説明書
0:34:01	これをなおですね、組み合わせて様式展開して、それに登場してくるものをですね、検査対象として紐づけて、検査で展開しますので、その段階で、先ほど、
0:34:13	おっしゃるスズキ様おっしゃられたように、結果、設計の結果をですね、添付資料の方でセレクションした結果使うものが登場してくるところで落とすとするならば、
0:34:25	検査の展開もですね、流れは展開できるのではないかと、ちょっとそのように受けとめました。すいません、原子力事業本部側の方、今私の申し上げた理解で、
0:34:36	補足する点あればお願いします。
0:34:41	関西電力原子力事業本部熊倉です。
0:34:44	今回、提出した資料 1ー添付 2 というところで、基本設計方針の見直しの方向性をお示しているんですけども、今現在はですね使っていない感知器についても、
0:34:57	選定のところで記載するような形で、今回提出しております。本日ちょうどいただいたコメントを踏まえまして、記載の
0:35:07	見直しについては社内の方で検討して、またお示したいと思います。以上です。
0:35:22	はい。
0:35:44	えっと、関西支社の齋藤です。今のの話については、そういう方針であればすみませんが、きちっと作業をしてですね、お願いしたいと思っています。
0:35:58	このフローチャートを今のお話を踏まえると、要は、
0:36:05	6 ページとかのフローチャートの中で、今 8 メートルの花強いから、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:10	高さの話は設置のときに見ますという話になっているので、そのフローチャートの中に、入ってその考え方が基本設計方針の中にエッセンスとして、
0:36:22	きちっと入ってくるんだらうなと思いますんでそこの話もあわせてお願いします。
0:36:28	ついでに、1個すいません見方を教えて欲しいんですけども7月5日の審査会合の時にオペフローのところの、
0:36:38	感知キー
0:36:40	要は煙感知器を設置しますという話があったと思うんですけども、これは、その部分は、このフローチャートの中にはどういうふうに、
0:36:49	もう反映されてるのかなあとということだけちょっと教えていただければと思うんですけども。
0:36:58	要は条件としては20メートルを超えるようなところだけれども、実際空気の流れとかそうしたものを考えて、この
0:37:06	0、一定の高さのところにつけますという話についてはどういうふうに反映されたんだったっけということだけですわねちょっと確認をお願いできればと思います。
0:37:18	はい。関西電力吉澤でございます。煙感知方式、アナログ式アナログ式でないもの、空気吸引式と、
0:37:28	三つありますけども、すべてについて検討した結果、高さ20メートル以上という場所なので、どれも適さないということなんですけども、
0:37:39	そういった場合に、設計目標、保安水準を適用するというふうに考えてまして、その保安水準を適用する場合の、
0:37:50	フローについては7ページ目に書いております。ここで煙感知方式の火災感知器ということで、下の方にフローを流したときに、
0:38:00	真ん中の部分の取付面の高さが、消防法施行規則で規定される高さ以上の場所かということになります。
0:38:11	アナログ式の煙感知器を発火下となりうる設備の直上及び煙の流量増で有効に火災を感知できる場所に設置と。
0:38:23	いう、そういった設置方法とするということになります。
0:38:30	はい。わかりました。そういったところで今回今まで議論をしていたものの中で抜けがないかどうかだけ、念のためすみませんが、確認いただければと思います。
0:38:41	すいません。とりあえず、この件について私からは以上です。
0:38:46	はい。関西電力吉澤でございます承知しました。
0:38:57	規制庁の今野です。この件について他に何かあれば、お願いします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:03	特段だっけ。あります。
0:42:37	規制庁西内です。ちょっと、
0:42:40	若干私の理解も含めて何かまとめた感じなんですけど、結局、設置高さっていうものは、選定の条件として、選定のときの環境条件として返ってくるのかどうかっていう部分で、
0:42:54	今多分、あれ。
0:42:55	てこない話話を多分回答いただいているのかなと思うんですけど。
0:42:59	それが、
0:43:00	熱作動分布市気がを選定する理由っていうのが、設置高さが素直な理由なのであれば、それは入ってくるべきだと思うんですけど要は入ってこないように何かこねくり回すと逆に変なことになっていくので、
0:43:13	まず、
0:43:14	純粹に選定だけを考えて、どう選定したのかだけをまず考えていただいて、選定に必要な条件っていうのを、基本設計方針のところにも書いてもらって、
0:43:24	ていうのをまずしてもらい必要があるのかなと。
0:43:27	まずそこをしっかりと説明をしてもらい必要があるのかなと。で、その上で、例えば高さとかの話が、設置のときにも出てくる関係があるので、もし、
0:43:37	重複し得るような話になるのであれば、しっかり
0:43:42	先ほど鈴木が言ったような流れをちゃんと説明ができるようにしておいてくださいね、要は
0:43:48	2回、何か考慮しなきゃいけないような変なその設計の流れになってないですよってことはちゃんと整理をできて説明ができればいいのかなと。で、その部分は、今のフローチャートで説明いただいているものを見る限り、私の理解としては、
0:44:01	やっぱり選定で1回クローズしているものっていうことだと思うんですけど。
0:44:04	選定で1回クローズしていてその中が選択していくときにループをするんだって話だと思うので、やっぱりそのクローズしていることっていうのがしっかりわかるように書いてもらえれば
0:44:14	理解はある程度できるのかなとは思ったんですけど、
0:44:17	まずはだから、選定として何を考慮しているのかっていうのを明確にすること。
0:44:22	そのあとに設置のときと多少重複しそうなものがあるんだったら、ちゃんとその両者の条件を整理することっていう二つかなと思うのでその観点で説明を、説明を充実してもらえればいいのかなと感じました。
0:44:33	何か私の理解が違ってそうだったら規制庁メンバーも含めて何か補足いただければと思うんですけど関西電力もよろしいですかね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:43	関西電力駒井です。理解と一緒にだと思ってます。
0:44:48	我々の選定の考え方は、資料でいきますと5ページ目の方の中段の方のしかくうに書いてたつもりだったんですけどもただこれが基本設計方針と一致してません。
0:45:03	で、なおかつ、今日お話のあった、茶道分布式の選定に関しても書かれてません。ですので、この部分を我々として整理して、
0:45:13	当選定と、あと設置に関して重複してる部分があるんであればそういう理由ということをしちんと我々として固めて、
0:45:23	ご説明したいというふうに思います。以上です。
0:45:35	はい。
0:45:40	すいません笠井角山社ですけど。
0:45:42	実際に使わない感知器についてもラインナップには入れるっていう中で、
0:45:48	そのまま各エリアごとの補足説明の中で例えば香典分離式とか、
0:45:54	ていうのも、
0:45:55	一応比較表にはあったと思うんです。
0:45:58	そういったものもラインナップに入れるのかどうかっていうところも含めてちょっと
0:46:04	調整いただければなど。
0:46:05	よろしくをお願いします。
0:46:11	関西電力小森です。ちょっと入れるかどうかも含めて、持ち帰って整理して確認したいと思います。以上です。はい。
0:46:26	はい、原子力規制庁の岩間です。では次の項目に移りたいと思います。資料の、
0:46:35	5ページをお願いします。
0:46:37	燃料用貯蔵タンクのところの話ですけど、所則、
0:47:06	あ、すいません規制庁の今野です。先にちょっと基本設計方針の方で、資料の14ページのところからお願いします。
0:47:18	これ、今までの議論を踏まえたものを反映させていただきつつですねちょっと今、出してもらっている範囲で、確認できるところは確認をしていきたいと思います。
0:47:30	まず、14ページのところで、えっとですね。
0:47:35	下から三つ目のパラグラフのなお書きのところとか、なお書きのところがあると思うんですけどこれ誤動作防止。
0:47:44	等について書いてあるところなんですけど、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:48	その誤動作防止って基準で求められていることなので、なお書きで書いてあるのはおかしいと思うんですね。なんでここはなお書きをとってください。
0:47:57	取ってくださいというなお書きが、本当につけるべきなのかどうかというところをちょっと踏まえて、収支検討をお願いします。その上で、同じ話がですね次のページの 15 ページのところの一番最後のパラグラフですね。
0:48:09	ここも組み合わせの話をしてと思うんですけどここもなお書きになっているので、同じ考えで、ちょっと検討をお願いします。それと、あとですね、基本設計方針全体見直していただいて、
0:48:22	同じように入れ、重要な項目が、なお書きになってないかっていうところは、学校がないかというところの確認をお願いします。
0:48:30	これと、えっとですね。
0:48:33	それからすいません 15 ページの、
0:48:36	最一番最後のパラグラフの、
0:48:41	この組み合わせを書いているところですけど、この組み合わせのところ、
0:48:48	すいません、今回のフローサトウの
0:48:55	5 ページのところの組み合わせの箱があると思うんですけどこの箱の中で、
0:49:00	一番下のポツのところ、感知方式の火災感知器を以下の優先順位で選択するって書いてあって、
0:49:10	この選択する考えがここに示されてると思うんですけど、この基本設計方針の中ではこの選択する考えっていうのは、
0:49:18	どこに表れているのかっていうところをちょっと確認させていただければと。
0:49:23	煙感知器を優先して選択するっていう、無煙火災という火災の両方を考慮すべきはそれを置いてあってこのポツのところについては、早期に火災を感知するっていうところで、
0:49:35	引っかけて書いてあるのかなとこちら認識してるんですけど、その他の下のところの①とか③とかですね特に 1 と 3 が気になってるんですけど、こういったところは基本設計方針の中で、
0:49:48	なかなか書きあらわされていないように、見受けられていて、
0:49:54	ここについてはどのように表現されてるのかっていうところをちょっと確認させていただきたいと思い
0:50:00	はい。
0:50:02	関西電力吉田でございます。5 ページのフローの中の①、環境条件の話につきましては、先ほどもご指摘ありましたけども選定の部分で、
0:50:14	すべて変えてしまっていましたので、設置に該当する環境条件については、この 15 ページの

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:50:25	組み合わせの部分で、きちっと明記させていただきたいと思っております。あと感知器検定品を優先すると。
0:50:36	いう部分につきましては、現状、基本設計方針には落とし込めておりませんけれども、それについては、
0:50:45	基本的な考え方として、落とし込む方向で検討したいと思えます。
0:50:55	はい。規制庁の今野です。今はまだ表現されていないので今後表現を見直しますということですかね。承知をいたしますと、
0:51:05	はい。関西電力吉澤でございます。基本設計方針でどこまで記載するか、添付補足。
0:51:14	で、窓、どの部分を書くかというところ、ちょっと今、天田整理できていない状況なので、現状のこの基本設計方針の案では、
0:51:27	基準要求に対応する部分をきちっと方針として記載していると、いうことでございます。ただこのフローを考える上で、
0:51:41	設計に大きく関わってくるような条件の部分については、基本設計方針に記載した方がいいと思えますんで、その辺り検討して、
0:51:54	基本設計方針、委員の記載レベル、これを検討したいと思えます。
0:52:00	すいません規制庁の今野です。アナログシキイを使うっていうところは、基準の中にも参考のところに書いてありますよね。それは、認識されていると思ってよろしいですか。
0:52:14	そうすると、そこはやっぱ基準を書くっていう、先ほどおっしゃった考えからすると、入ってなきゃいけないものだったように思うんですけど。
0:52:39	関西電力原子力事業本部角田です。今アナログ式の感知器を、を採用するというところなんですけれども、そちらの先ほどご指摘いただいた14ページの、
0:52:52	下から三つ目のパラグラフのなお書きで、今回
0:52:56	記載しているんですけれども、こちらにその考え方は書いてあると思っているのですが、認識間違いないでしょうか。木瀬すいません規制庁の今野です。本当。
0:53:06	そういう間、ここに書いてあるのは、合同、えっと、今おっしゃってるのは、14ページのなお書きで書いてあったところの、
0:53:16	アナログ式の火災感知器は、誤動作を防止するため、把握することが、平常時の状況を監視するというところのパラグラフですよ。
0:53:30	はい。
0:53:31	先ほど原子力事業本部クマクラです。ご認識の通りです。規制庁の今野です。何かそうすると、今の文章、パラグラフの文章からそのアナログ式の感知器を優先するっていうところの、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:44	考えはどう読み取れるのでしょうか。
0:53:49	関西電力熊倉です。
0:53:51	岩野さんがおっしゃっていただいたその優先するという考え方はちょっと読み取りづらいというのが、
0:53:58	今そう思いましたのでご指摘のところは、修正したいと思います。
0:54:04	はい、規制庁のようなやつ承知しました。
0:54:09	そうそう。すいません。そうですね。
0:54:12	基本設計方針にする、すべて細かくここに書いてフローチャートの中に書いてある内容が落とし込まれてなきやいけないとは思ってないんですけど、その何かしらその核になる考えがあってそれを具体化したのが、
0:54:26	添付書類以降になると思ってるので、何かしらその基本設計方針に紐づいていないといけないものだと認識しているので、ちょっとその辺のところを考えて、
0:54:38	基本設計方針のところをちょっと見直していただければと。
0:54:44	それから、
0:54:47	浅井電力吉田でございます承知しました。
0:54:50	はい。
0:54:57	衛藤規制庁ニシウチですけど整理にあたってですけど、
0:55:01	優先する考え方をどこまで基本設計方針に書かかっていうのは、しっかり関西電力としても考えて欲しいと思っていて、
0:55:13	結局、
0:55:14	基本設計方針、許可本文もそうですけども、いわゆるお約束事項ですよねと。
0:55:20	そこで大事なのは例えばアナログの話でいうと、結果としてアナログ以外のものも使ってはいますよねもちろん、だから第1弾の結局、誤作動を防止できることですよね。それが基準にもあると思っていて、
0:55:33	その基本的な方策としてアナログ式っていうのを示してるだけだと思っているので、どこまで優先っていうことを書く必要があると思っているのかっていうのをしっかり考えてもらってまずは整理をしてもらえればいいのかと。
0:55:47	思ってます。
0:55:50	要は優先することが基準ではないと思っているので、
0:55:56	逆に基本的にまずアナログ式でないといけないんで、そうでない場合にまた十分な方の数字とかそういう話であればまたあれですけど、その考え方をしっかりまず関西として考えた上で説明をもらって、
0:56:07	それに対し我々また確認をしていきたいなと思うんですけど。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:19	はい。関西電力吉澤でございます。今の仁木ニシウチ様のご指摘、理解しました。こちらで十分検討したいと思います。
0:56:31	はい、規制庁のようなやつ、それから、
0:56:33	これはちょっと細かい文言の話なんですけど、なおな一番最後の組み合わせのところのなお書きの行革の一番最後のパラグラフですね。
0:56:44	ここで一番下の行で、
0:56:49	固有の信号を発する異なる種類の火災感知器を選定するっていうふうに書いてあるんですけど、ここはちょっと基準に合わせて、文言を修正していただいた方が適切かなと思います。
0:57:01	異なる感知方式の感知器等っていうところですね。
0:57:05	漢字方式っていうワードと、あとは、感知器と検出器、どちらも読めるように、
0:57:13	文言を修正していただくってここ文言の先生だけです。
0:57:16	と、ご検討ください。
0:57:18	で、ここまでが選定のところの、
0:57:23	話で、
0:57:27	次が、両括弧Bの設置方法のところですね。
0:57:32	この設置方法の一番最初のパラ、最初のパラグラフのところなんですけど、
0:57:37	結局その、
0:57:41	これまで
0:57:43	環境条件っていうところで、ずっと整理をしていて、
0:57:49	していったと思うんですよね。なので、環境条件というところで、ずっとお互いに共通認識とってきたところなんですけど、
0:57:59	今は最後基本設計方針書くにあたってはエリアっていうところの概念が入ってきてしまってると思うんですね。関西電力としてこのエリアっていうところまでお約束事項として、
0:58:10	業績方針に書かなきゃいけないものだっていうふうに考えているとそういうふうな理解をしてよろしいですか。
0:58:48	はい。関西電力吉澤でございます。エリアという定義につきましては、実際設置方法を検討するにあたって、
0:59:01	ある程度この部屋であるとか、あの場所を念頭に置いて設計進めますんで、その念頭に置く場所のことを、エリアというふうに
0:59:15	ここでは記載しております。で、環境条件だけで、設計できるかという、やはりエリアという定義は、
0:59:29	必要だというふうに考えてます。
0:59:35	規制庁の岩根です。何かそうすると、エリアについて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:39	基本設計方針の中にもっと説明を入れ込まなきゃいけないようになると思うんですけど。
0:59:47	そこは例えばその環境条件、業績オオサワ環境条件で書いて添付資料以下で、環境条件と、そのエリア、各エリアごとの環境条件を紐付けするみたいな、
0:59:58	そういう何か考えは今のところ持っておられないっていうそういうこと。
1:00:04	はい。関西電力吉澤でございます。基本設計方針では、エリアを定義して、エリアごとに設定するということまでを記載して、
1:00:14	添付書類以降ですね、エリアと環境条件を結びつけて、エリアごとに具体的な換地設計を記載することで考えております。
1:00:32	きちっとスズキです。何かちょっとですね、全体の火災防護の、
1:00:38	やり方、
1:00:40	等感知器設計のところ、特別エリアを出さなきゃいけない。
1:00:46	ていうのが、ちょっと何か、
1:00:49	整合してるのかなと
1:00:51	今日の資料の9ページの
1:00:56	個別項目。
1:00:58	一番最初の段落とところで、
1:01:02	区域を火災区域火災区画に設定し、火災防護対策を講じるって3行目に、
1:01:10	書いてありますよね。で、感知器設計ってこの火災防護対策。
1:01:15	ですよね。で、感知器は、それをさらに細分化したりだとかくっつけたりだとか、
1:01:21	して、エリアってのを定義してやるけど、消火設備なり、
1:01:27	ほかの
1:01:29	対策。
1:01:30	ウワー。
1:01:32	そうじゃなくていい。
1:01:34	そこが何かこう、
1:01:36	途中で感知器のところだけ何か、またちょっとずれちゃう
1:01:42	そうしなきゃいけない理由があつてずらしてるのか。
1:01:46	ていうところがちょっと、
1:01:48	どうなの前、全体として見たときに、
1:01:51	何かこうだけ浮いてる感じがしたがってちょっと印象があるんですけど。
1:01:57	関西電力牛島でございます。確におっしゃるという点は理解で、この感知器のバックフィットのところに入った時にですね、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:09	もともとの火災部門審査基準であれば、火災区域と火災区画というものが、言葉の定義としてあってそれに応じた設計というものはなされているわけなんです、
1:02:20	今 15 ページのところ、ご覧いただきますと、設置方法の説明をするにあたって、設置の考え方ですね、を展開するときに、
1:02:31	消防法施行規則に基づき設置される換地区域をといたところからグループ会社単位でエリアと定義して、こういったエリア単位の再設計を、
1:02:44	見ていきますよと、いうことをですね感知器に限ってはですね、そういったセリリガクで今まで説明をさしていただいていたかと思っております。
1:02:55	なのでちょっと他を見たときに、審査基準の区域区画、火災区域区画の考え方と、ちょっとここだけは細かくしているねと。
1:03:05	いっちはおっしゃる通りだと思っておりますがエリアというものが飛び出してくるのは、どうしてもこの審査、消防法施行規則に基づいて、小部屋とか、天井高さとか、
1:03:17	いろいろなものを考慮して、仕切って、確認していくがゆえに、この部分だけは、そういった整理が出てきているというところがございます。
1:03:29	あと先ほど、ちょっとヨシザワもしてたところになりますが、極力ですね、個別のエリアの各論で、エリアごとにですね細かく説明する展開というものはですね、
1:03:40	基本設計方針からは、避けたいという思いは私たちも持っております、その部分についてはですね、16 ページ以降とかもですね、環境条件というくりで、大浜に、
1:03:53	あと方という形ですね、できるだけエリアという形よりはですね、環境条件というところから、骨組みを書くような記載にはしたつもりではございます。
1:04:07	ちょっと、そういった意味でエリアというところはですね、倉庫の書き出しの部分に出ては参りますが、ここはそういうことをご理解ください。関西電力棚橋です。
1:04:18	ちょっと今のご質問で、
1:04:21	エリアというのを定義しなきゃいけないかどうかということだと思んですけども、
1:04:25	そこは、
1:04:27	いろいろ説明してますけども、結局高さとか、環境条件によるものなので、ちょっと記載が必要なのかどうかもう一度考えさせていただきますでしょうか。
1:04:40	規制庁スズキです
1:04:42	まず、関西電力の中で、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:44	非エリアを定義するのが必要なのか、そうなくてもできるのか、基本設計方針として、
1:04:51	個別設計に行ったときには、エリアでやるのが便利なので、そうやりますって いうそれは理解してるので、
1:04:58	基本設計方針として本当にエリアが必要なのかどうかで、今、エリアが登場した ほうがわかりやすいんだっていう、
1:05:05	説明で消防法施行規則を出してあげたんですけど、でも消防法施行時規則は 感知区域ですよ。
1:05:13	で、そこは感知区域と書く。
1:05:17	その発電所の中の建物の、
1:05:19	状態って、多分、
1:05:21	ぴったり一致しないので、
1:05:23	いろいろ悩まれて、エリアっていうのを、
1:05:26	まず考えてみようっていうふうに言われてそこは理解してるので、あとは先ほ ど言われたように本当に基本設計方針として書く必要があるかどうか。
1:05:36	そそれだけで、
1:05:38	いいんじゃないかなって気がします。
1:05:48	規制庁の今野です。それでは検討の方をよろしくお願
1:05:56	規制庁の西内ですけど、
1:05:58	基本今まで言った話と同じ流れなんですけど、何か疑問に思ってるのが、基本 設計方針の設置方法のそのエリアを定義した後を読んだときに、
1:06:08	そのエリアでないと。
1:06:10	エリア単位でないと説明ができないかっていうと、何かそんなことはないと思っ ていて、
1:06:15	単純に火災区画ごとに環境条件を考慮して設計しますっていうだけでわかる 気がするんですよ。だからエリアと定義した意味。
1:06:24	趣旨が、
1:06:25	何かよくわからない目的が、
1:06:28	実際そうやるっていうさっき都築が言ったようなことは理解できるんですけど、 基本設計方針にエリアと出す必要が、そのあとの記載の流れ、前後の記載の 流れを見てもよく理解できなかったっていうところが、
1:06:40	というところもご理解いただければと思います。
1:06:49	規制庁の今野です。次ですね。
1:06:53	すいません、同じページ 15 ページのところのまず設計目標の②って書いてあ るところの、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:02	ところなんですけど、設計目標の中、
1:07:06	設計目標②を達成する上で、理屈のところにもれなくのところずっと漏れなく確実に感知できるかどうかというところを確認していたと思うんですけど、
1:07:17	この守れなく確実にっていうのはこれまでの審査の経緯から踏まえると、重要なポイントなのかなと考えているので、これは補9、設計目標の中に、
1:07:29	異例の方が
1:07:32	適切なのかなと考えるんですけど関西電力としてはいかがですか。
1:07:41	はい。関西電力吉田でございます。設計目標②につきましては漏れなく確実にというところが、
1:07:52	判断のポイントというところで、これまで議論した経緯もありますんで、設計目標の中に、その文言を入れたいと思います。
1:08:05	はい、規制庁のようなです。承知しました。それで検討の方よろしく願います。
1:08:10	とそれから保安水準のところの移動は2法っていうところに移っていくんですけど、
1:08:19	ここで
1:08:21	フローの中ではですね、
1:08:23	ページ数で言うところの6ページのフローのところでは、消防法施行規則に基づく条件っていうところとその他の考慮事項っていうところで、
1:08:34	は書き分けられているんですけど、一方で基本設計方針のところに行った時には横並びになってるんですよ、このフローの中で書き分けてるのは、
1:08:44	書き分けてるっていうところの考えが、基本設計方針のところには表れていないように思うんですけど、そこについてはいかがですか。
1:08:58	はい。関西電力吉田でございます。おっしゃるように作業員の被ばくについては他の考慮事項等、異なりまして他の考慮事項すべてについて、
1:09:10	検討した最後の段階で、確認する項目というところで、同列ではないと。
1:09:18	いうことはこちらも認識しております。ただ基本設計方針に反映できておりませんので、そこについても、記載を検討したいと思います。
1:09:30	はい。規制庁の岩間です。それではまた今後検討されるということで承知をしました。
1:09:36	あとそれから、
1:09:43	本、
1:09:44	ところなんですけど、すいません資料で言うところの15ページのところでこれはちょっと書きぶりの話なんですけど、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:53	二つ目のパラグラフ、明日から二つ目のパラグラフのただしというパラグラフの3行目のところで、以下、以下の2、及び法に示す。
1:10:03	環境条件に該当する場所はって書いてあってコア環境条件ですっていうふう に書いてあるんですけど。
1:10:09	補本人対応するのは本当に環境条件ですかね、ただの条件じゃないですかね っていうところをちょっと確認させてください。
1:10:18	ただ単に放射線量が高い場所っていうことであれば環境条件だと思うんです けど、ここではその、
1:10:24	その放射線量で、これくらいの工数で、何人ぐらいが作業して、最終的にこれ くらいの被ばく線量になります。
1:10:32	その被ばく線量が、
1:10:35	集団線量なり、
1:10:37	個人被ばく線量なりが、基準、それを超えてるかどうかっていうところの判断基 準だと思うんですね。そういう意味で単に環境条件の話ではなくって工数と か、
1:10:48	に何人で作業するのかとかそういったところも含めての条件だと思うので、こ れはちょっと環境条件という言葉では書けないのかなと考えています。この点 についてはいかがですか。
1:11:02	はい。関西電力、吉澤でございます。先ほどのご指摘、
1:11:07	同じようなご指摘と認識しましたが、Eから2につきましては消防法施行規 則に該当する条件。
1:11:18	基づく条件というふうに整理しまして、方についてはその他の考慮事項という ところで、環境条件とはまた別で、
1:11:30	実現性の部分での確認になると思ってますんで、その違いがわかるように、書 き分けたいと思います。
1:11:45	はい、規制庁の今のS、処置をしました。
1:11:50	そうですね。
1:11:52	ちょっと私の指摘のニュアンスは環境条件じゃないよねっていう、ちょっと文言 的な確認だったんですけど、1個前の質問のイロハ2っていうところと方を書 き分けるっていうところも含めて、
1:12:05	対応されるということで承知をしました。
1:12:08	何か
1:12:11	関西電力吉田でございますその通り対応したいと思います。
1:12:24	規制庁の今野です。とりあえず基本設計方針の話で、今日のところでちょっと 指摘をできるのは、ASTIと確認をできるのは、五、六、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:12:34	今のところぐらいまでかなと思っています。
1:12:37	他に、規制庁側から何かあればお願いします。
1:12:44	規制庁スズキでちょっと
1:12:48	各科、この
1:12:50	資料の確認じゃなくて、
1:12:53	17 ページの、
1:12:57	赤字で書いてある。
1:13:00	段落ですね。
1:13:02	ここの話。
1:13:03	は、新規制のときの基本設計方針で、
1:13:09	何かこう、
1:13:11	ここまで具体的に書いてあるものはなかったと思うんですけど。
1:13:15	これに引っかかるような何かワードとか、
1:13:18	一文だとかっていうのはもともと何かあったんですかね。
1:13:23	ちょっと手元に。
1:13:25	金規制の基本設計方針がないので、
1:13:28	わかれば、
1:13:33	関西電力吉田です事業本部わかりますでしょうか。
1:13:41	関西電力、原子力事業本部クマクラです。再稼働のときの記載なんですけれども、
1:13:48	屋外
1:13:50	のところですね、ちょっと確認させていただきますので少々お時間いただけないでしょうか。
1:14:09	規制庁鈴木です。今じゃなくていいのでちょっとまた改めて確認しますので、その辺は関西電力の方も確認しといてください。
1:14:21	関西電力熊倉です。承知いたしました。
1:14:26	規制庁の今野です。次ですね。
1:14:48	規制庁の今野ヤスお待たせしました。
1:14:50	続きまして資料の、
1:14:54	5 ページ、8 ページをお願いします。燃料貯蔵タンクと重油タンクのところですね。
1:15:10	火災対策室長の齋藤です。8 ページのしか右上に、5 っって書いてあるところの、燃料貯蔵所貯蔵タンクとA重油タンクエリアの感知器設計の考え方について、
1:15:27	すいませんちょっと

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:30	もう一度多くは、詳しく、
1:15:33	ちょっとお話を、考え方の整理を、意識合わせをちょっとしたいなと思って、ご質問させていただきます。
1:15:44	書いてあるルウことは基本的にわあ、上のやつはこれはイメージ図、駄目きたイメージ図で真ん中の表の中で赤字になっているところが、
1:15:55	これが選定してますよねというところここまでは、
1:15:59	そうですかって話なんですけれども、ただこの表とかを見てて、この下の矢羽根のところでも少しちょっと考えが、
1:16:08	ちょっとよくは整理して欲しいなと思っているところがあって、ちょっと順番にお伺いしていくんですがまず一つ目の矢羽根のところ、
1:16:20	引火性の雰囲気形成される恐れのある場所、要は可燃性蒸気がある場所だからって話で防爆型を。
1:16:28	優先しますという考え方これはこれで、そうですねという話になりますね。次2、
1:16:35	所以火災、このあり火災を早期に感知できるよう2、
1:16:46	熱感知器、防爆型熱感知器と防爆型の検出装置を選択しているという話になってて、なっているんですけど、その次の三つ目の矢羽根のところ
1:17:00	書いてあることというのが特殊性を考慮した場合にというふうに言っていて、1週目、一つ目が、
1:17:09	タンク内部を直接監視できる熱カーンをつけますという話になってるんですけども、まず、こここのところ
1:17:20	直接、
1:17:23	タンク内部を直接監視できることと熱感知器の関係について、
1:17:28	ちょっと考え方を教えていただけますか。
1:17:37	関西電力吉澤でございます。
1:17:40	1点訂正ありますけども、このタンクエリアで使用している感知器、アナログ式でない防爆型の熱感知器というふうに記載しておりますけども、
1:17:52	これ正確に言うと、防爆型の熱検出装置、の方になります。図でいきますと、マンホールの下に、
1:18:03	タンクと書いてある部分ありますけどもここに突き刺す用に出ているものがその検出装置になります。
1:18:14	マンホール部分については、これは油とか、なくて単に人が入るための空間になってまして、タンクの内部というのが、その下の
1:18:26	タンクの部分でここに油が実際入っていると、マンホール部分から、マンホール部分と、タンクの中、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:37	の間は金属で、仕切りができてシールされているという関係にあります。熱管、
1:18:45	熱消し装置をマンホールから直接タンクの部分に、
1:18:50	突き通すようにしてタンクの中の温度を直接監視できるように設計しているところ、こういった記載をさせていただいています。
1:19:04	葛西市長の齋藤です。
1:19:10	栄養はシールを、シールの外側に本体を置いて、感知器部分だけ突き通さなきゃいけないんだか感知器じゃなくて検知装置を使ってるってそういうことなんですか。
1:19:23	このアナログしまね掴ん地域、これ通常天井面につけるとするのが通常かと思うんですけども、
1:19:33	タンクの中の熱を直接監視、監視できるように、取付面を加工していると。
1:19:43	いう関係で、検出装置を使うことにさせていただきます。
1:19:53	葛西室長の齋藤です。
1:19:58	要は、ここの部分熱感知キーではなくて検出装置だということで、検知装置を選択しなければ、
1:20:09	選択する理由についてどうですかというお話を、
1:20:14	伺ってるつもりなんですけれどもここの部分はですねまず、それで、
1:20:19	今のお話だと、要は、感知キーでわあ、
1:20:26	今
1:20:27	感知器ではやっぱうまく行かな、うまくいかないだろうと思って、検知装置にしている理由をですねもうちょっと整理していただきますね一つ目は、もうそんなたい。
1:20:39	それがだから防爆型た防爆くうの考え、防爆のことを考えた場合に、センサー部分だけ中に入れてそれ以外に可燃性蒸気シールしてる関係で、
1:20:51	その周りで可燃性蒸気の
1:20:55	が少ないからそうなんですっていう話なのか、それとももう、もっと違う理由で、
1:21:03	ここそういう熱カーン、アナログ式でない防爆型の熱検出装置を使ってる。
1:21:11	いう話になってんのか。要は、部分が要は何でってところのいわゆる今まで環境条件とかいろいろご説明いただいた中で、
1:21:22	何が理由でしたっけってところをもうちょっとわかりやすくしてほしいなというのがまず1点、もう1点は、
1:21:28	その次のところで、防爆型のこの検出装置を使ってるはずなんですよねで、
1:21:36	これが何だっけ、どこに書いてあったっけな。
1:21:41	2種類目はどちらでも早期検知が可能なんですって書いてありますけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:46	結構特殊な環境のはずなので、
1:21:50	どっち、この感知器じゃなくて、逆に
1:21:55	逆の聞き方しますけれども、
1:21:58	煙感知器で選択しなかった理由なんですか
1:22:01	いや、何でそれを聞くかっていうと、この表のところで、アナログ式でない防爆型の煙感知キーも一応考えていましたよと、というような書きぶりになってるので、念のためお伺いするんですけども。
1:22:14	これ理由なんですかね、教えていただければ。
1:22:22	はい。関西電力吉澤でございます。このタンクの部分につきましては、遊園火災をより早期に感知、しなければいけないというふうに考えてまして、
1:22:35	接キー許可の段階から、炎と熱、これをマンホール部に設置ということで、そういう方針で進めて参りました。
1:22:46	今回設工認で感知器バックフィットというところで、改めてこの換地設計について、検討しましたけども、
1:22:57	この組み合わせで、こういった設置方法をすることで、遊園火災、早期に感知できるというふうに、
1:23:08	改めて確認しましたんで、こういった設計にしております。
1:23:15	すいません。葛西市長の齋藤です。今までのご説明と違ってあんまりテクニカルじゃないですよと。
1:23:24	要は、技術的にどういう選択したのかと、いうことを、がわかれば、ここの部分については、結構特殊だからと思っているところもあってお伺いしてるんですけども。
1:23:37	そもう、このタンクのなかって、そんなに酸素状態が、
1:23:42	もともと、
1:23:43	火災が起きる可能性って二つあって一つワー農家間、
1:23:48	たまたまその管理等の問題で、火花が飛び散ったりして、引火するっていうパターンでそれは閉まってる状態であるのかないのかって話。例えばラック
1:23:59	あんまり言っちゃいけないですけど落雷とかですわねそういった話とかの話も含めてですけどもね、多分ないと思いますけども、
1:24:06	もう1個ワー入れてルー、上から入れてる最中に何らかの理由ですわね、何か印可するっていうパターンがあると思うんですよ。
1:24:15	その場合にどちらにしたとしてもそんなに酸素状態ってあんまりいいわけではないの

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:24	その炎がどういうふうに立つのかみたいなところでちゃんと考えておられるんだらうかと、いうことをですね確認するために御所ご質問させていただいたんですよ。
1:24:35	要は煙をなぜ選んでないかっていうのは、要は不完全燃焼を起こして、黒鉛が上がる結構危険物の場合は今までの
1:24:45	知見ですと、試験でも、タンカーさ、本物のタンクからこういうタンクじゃなくて本物のタンク火災とかガソリンスタンドの火災とかを見てると結構不完全燃焼を起こして保険あげてますよねそういった中で、
1:24:59	なぜこの感知キーを選択したんですかねというところがもう少し、
1:25:04	テクニカルにご説明をいただきたい。
1:25:08	ですよ。要は結論として、
1:25:11	どうしてそうなったんですかというところさえわかれば、ここの部分について資料にこう書かれているのでご質問するんですけども。
1:25:19	一応テクニカルな話が聞ければですね、まずはたCとしてはですね、
1:25:26	どういう考えなのかというふうに理解できるんですけど、今のちょっとこの表現だとあれなんでもう少し、どういう理由でこれを選択したのかというのがですね、わかるようにしてほしいというふうに思いますんで、ちょっとよろしく願いします。
1:25:40	ちょっと規制庁鈴木ですけど。
1:25:43	この
1:25:44	図は、
1:25:48	正しいんですかね。
1:25:50	私他の事業者の。
1:25:53	燃料タンクの爾見でもないんですけど、
1:25:57	それだと。
1:25:58	こういう構造じゃないんですよ。
1:26:03	マンホール部とタンク。
1:26:06	内部間のシールのところ。
1:26:09	2 補給管がぶっ刺さってて、
1:26:12	液面下に補給するような感じになってて、
1:26:16	気相部分からベントラインがあって、
1:26:20	ていう、逆流か何か防止するような何か、
1:26:25	何かそんな構造になってたような気がして、
1:26:30	この結局、マンホールとタンク分タンク内部間の、
1:26:35	シールがあるところをわかって開けるような、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:38	感じにはなってなかったのかなってな、何か必要なときだけあけるような感じで通常、
1:26:44	補給するとかっていう時はそこは特段開かないように、
1:26:49	なってるような構造だった。これ他の事業者での、聞いたときはそういう構造だ っていうふうに、
1:26:56	言ってたと思うので、そうすると、
1:27:00	担保の中で起きた火災が、
1:27:03	このマンホール部分に、
1:27:05	影響してくる。
1:27:07	直接影響するような、そんな構造なのか、それとも単純に、
1:27:12	補給してるときに、
1:27:14	マンホール部にこぼれたものが何か、
1:27:17	静電気とかで、
1:27:20	発火したりだとか、そう、そういうものを想定してるのか、多分そういうことをち ゃんと
1:27:25	見た上で、
1:27:28	いや、煙じゃなくてここは奉納でいいですとか、いや、補給してる時だった人が いるんでしょうとか、なんかいろいろ多分あると思うんですよね。
1:27:37	だからその構造の話とかそのタイミングの話とか、
1:27:42	ちゃんとそこを説明しないと、
1:27:45	このす感知器設計が適切なんですってことが、
1:27:49	多分わからないっていうのが、サイトウ使用の質問だと。
1:27:54	の根幹にあるんだと思うので、
1:27:57	ちょっとその辺正確に、
1:27:59	多分構造だとかそういうのも見られて、
1:28:02	説明された方がいいのかなっていうふうにはちょっと思いましたので、関西電 力のす。
1:28:08	タンクの設計はこういうふうになってるんですってことであれば、
1:28:12	こういうことで、ちゃんと説明されればいいと思いますけど。
1:28:15	ちょっと私のイメージと違ったので、このタンクの構造が、
1:28:20	ちょっとそこだけ一応補足しておきたいと思います。
1:28:25	すいません。笠井さんサイドでちょっと今ついでに、私の認識も少し伝えておき ますと、基本的にワー
1:28:35	今鈴木から申し上げた通り、きちっと危険物の対応多分されてると思うんです よねそうした中で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:43	火災の危険性っていうのは、その構造上の問題で基本的には大分下げてる下がってるはずなんですよ基本的には、その上で、さらに感知器設計をしていただく形になってるので、
1:28:56	その感知キーの種類、感知器の種類っていうのが、実際どういうものが、
1:29:01	適切なんですかっていうのは、正直じゃ、火災が起きる、これこそですね可燃物はこれしかないので、
1:29:09	これの中でどのように、火災、どういう火災を想定して、
1:29:14	この感知器を設定しているのかというですね、純粋な技術本の話だけだと思ってるんですよ。その中で、熱、炎も一緒に立ち上がるから熱を最初菅感知し、つけます。
1:29:29	その上で2種類目はどういう状況を想定するので歩道にしますっていうような話さえきちっと丹治、単純明快に整理していただければそれで私は
1:29:42	まず、御説明としてそうなのかどうなのかっていうのはいけると思うんですけども、とりあえずこの記載だけであれば、何を選定しているんだと、何の考えで選定してるんだというのがちょっとわからなかったんで、
1:29:55	とりあえず、今のスズキに補足していただいた話も含めてですねちょっとご質問させていただいてますので、
1:30:01	ちょっとそこの部分は整理をお願いできればと思っておりますがよろしいでしょうか。
1:30:08	はい。関西電力吉澤でございます。承知しました。想定する火災等、きちっと明確にしてその上で、選択した考え方を記載するようにいたします。
1:30:28	規制庁の岩野です。ここまでで、基本、
1:30:32	火災の関連は、
1:30:34	以上にしたいと思います関西電力の方から、火災の関係で、何かあればお願いします。なければ次に10条15条の関係にちょっと移りたいと思います。
1:30:48	特段んな。関西電力の小森です。はい火災の関係特段ございません。
1:30:55	はい。規制庁の今野SEありがとうございます。それでは資料の、
1:30:58	1ページと2ページのところの、安全施設の十四条の話等あとちょっと15条のところの話を確認させていただければと思います。
1:31:09	前回、安全施設ではないよねっていうところを確認はしたと思うんですけど、その上で関西電力として今回、その15条の設計基準対象施設でもないですねっていう整理をされていると思います。
1:31:24	ここ、ちょっと確認なんですけど、この本当に設計基準対象施設じゃないんですかねっていうところですね、技術基準基礎の許可基準規則に設計基準、
1:31:36	対象施設の定義ってのが書いてあって、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:40	何て書いてあるかっていうとですね、発電用原子炉施設のうち、運転時の異常な過渡変化または設計基準事故の発生を防止し、またはこれらを、の拡大を、
1:31:52	防止するために必要となるものを言って書いてあるんですね。
1:31:56	で、火災によってその設計か、異常な過渡変化とか設計基準対象施設が発生すると思いますので、そう。そうした時にそれらの拡大を、
1:32:08	それらの発生を防止しまたはこれらの拡大を、
1:32:12	防止するために必要となるものって、菅築山に該当しそうな気がするんですけど、関西電力としてここに該当しないっていうふうに考えられてると思うので、そこについての説明をお願いします。
1:32:54	はい、今関西電力、熊倉です。
1:32:57	そして、今回提出した資料で、
1:33:02	技術基準規則の第 15 条に対して、該当しないというふうに整理してちょっとお示したんですけども、こちらの扱いについて、今一度確認させていただいて、
1:33:15	再度回答させていただくような形でよろしいですか。
1:33:20	はい。製造のようなヤス承知しましたそれではちょっと確認の上、また次回の資料で、回答をお願いします。
1:33:28	よろしいですか。
1:33:31	はい。関西電力主務でございます。今事業本部側からも、はい補足いただきましてももらいましたけれども、15 条の扱いについては改めて過去の説明も含めて確認の上、回答いたします。
1:33:46	はい。規制庁の岩野です。そうですね。過去のところ、
1:33:51	過去の経緯もですけど基準の、に定義がありますので、その定義に照らしてどうなのかというところの回答をお願いしたいと思います。それでは本日私の方から、
1:34:02	個々に確認したい事項は以上になります。全体を通して、まず規制庁側から何かあればお願いします。
1:34:25	規制庁の今野です。それでは関西電力側から何かあればお願いします。
1:34:34	関西電力向後です。関西電力からの確認事項ございません。
1:34:39	はい。規制庁の今野です。承知しました。それでは、すいません。もしホワイトボード、またちょっと最初をお願いするの忘れていたんですけど、
1:34:49	関西電力の全原子力事業本部に置かれたもしホワイトボードを作っておられたら、共有をお願いします。
1:34:59	1 関西の原子力事業本部です。ホワイトボード用意しておりますので、少々お待ちください画面共有いたします。はい。規制庁の岩根です。承知しました。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:35:24	すいません規制庁の岩根です。準備ができたなら読み上げの方もよろしく願 いいたします。
1:35:33	はい。関西電力原子力事業本部ですと、本日ちょうどいますコメントについ て、上から順に読み上げたいと思います。
1:35:41	1 点目ですけれども、火災感知器の選定を作動防止及び設置における考慮す べき事項を整理し、基本設計方針に反映すること、重複する考慮考慮すべき 事項がある場合はその整理を説明すること。
1:35:55	2 点目ですけれども佐渡文武ハタ熱感知器高デブリ型の煙感知器について選 定リストに追加しフローに追加することについて検討すること。
1:36:04	3 点目ですけれども、基本設計方針に記載する火災感知器の種類について記 載範囲を検討し、基本設計方針に反映すること。
1:36:13	4 点目ですけれども設計フローに抜けがないか、今一度確認すること。
1:36:18	5 点目ですけれども、基本設計方針において重要な項目が、なお書きになっ ていないか確認すること。
1:36:25	6 点目ですけれども、組み合わせの考え方についてどこまで、
1:36:29	基本設計方針に落とし込むかを検討し反映すること。
1:36:33	7 点目ですけれども、基本設計方針の組み合わせの記載について、審査基準 の記載に合わせることを、これは具体的に言いますと異なる感知方式の感知器 等といった記載になります。
1:36:47	8 点目ですけれども、基本設計方針にて、エリアを定義する必要性があるのか どうか検討すること。
1:36:54	9 点目設計目標②として漏れなく確実に感知ということがわかるように記載す ること。
1:37:02	10 点目、2 ポツから 2 ポツは消防法施行規則に基づく条件をポツは、その他 の考慮事項として、その違いがわかるように基本設計方針の記載を修正する こと。
1:37:15	本ロード 2 枚目ですけれども、
1:37:18	11 点目燃料油貯蔵タンク及び重油タンクエリアにおいて、乾式ではない検出 装置を選択する理由を整理すること。
1:37:27	またタンクの構造を想定する火災等を踏まえて煙感知方式ではなくこの感知 器方式を選定している理由を記載すること。
1:37:35	最後 12 点目ですけれども、技術基準規則第 15 条が適用対象かどうかを確 認すること。
1:37:42	配当の方は以上です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:37:45	規制庁のようなです。ありがとうございます。1 ページ目に戻していただいてもよろしいでしょうか。
1:37:52	はい。確認しますので少々お待ちください。
1:38:15	すいません規制庁の今野です。
1:38:19	一番下の項目に入ってるかどうかの確認なんですけど、本日本については、環境条件じゃなくて、単なる条件ですよっていうところはこの、
1:38:29	コガその他の考慮事項としてっていうところに含まれてルーような理解ですか。
1:38:34	そういうふう理解してよろしいですか。
1:38:38	はい。関西の原子力事業本部熊倉です。ご認識の通りです。こちらのポツはその他の考慮事項ということで環境条件とはちょっと切り離れた
1:38:47	ような整理をする。
1:38:49	含んだ記載になっております。
1:38:54	規制庁の今田ですね承知しました。
1:39:04	関西電力の小森です。
1:39:07	えっとね、上から二つ目のところなんですけども、
1:39:10	香典分離式の煙感知器について、確かにお話はあったんですけど、
1:39:17	これについてちょっとリストに載せるかどうかも含めて検討っていう、日、
1:39:23	宿題かと思います。ですので、
1:39:27	今の書き方だと何か、佐渡の分布式も香典文明分離式もリストに載せるように読めるので、
1:39:37	ちょっとそこはそうですね、はいリストに含めるかどうかを検討しぐらいでお願いします。以上です。
1:39:47	関西電力熊倉です。承知いたしました。
1:40:08	製造のようならずと皆さんから、このホワイトボードについて何もないようであれば、次スケジュールの関係に移りたいと思い
1:40:16	よろしいですかね。はい。
1:40:19	ありがとうございます。それでは、まず、本日の確認事項について関西電力として回答なり資料をまとめるというところに、どれくらいのスケジュールで対応できるかというところのめどがあればお願いします。
1:40:33	はい。関西電力の小森です。
1:40:35	ちょっと今回の宿題内容それなりにボリュームあるんですけども、明日中にですね。はい。資料の方は、修正して、
1:40:49	ちょっと何時になるかわからないですけども、明日 12 億降らせていただくと。
1:40:55	ということで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:40:57	ちょっとそれで金曜日の日にお時間とっていただいておりますのでちょっとその前提で頑張ろうかなというふうに考えてございます。以上です。
1:41:09	はい、規制庁のようですありがとうございます。
1:41:11	奥調査官から何かあればお願いします。
1:41:17	はい。規制庁の奥でございます。はい。
1:41:19	表の作業進んできたんじゃないかと思います。本日、特に課題になりましたのは選定ですとかその設計を行う上で考慮すべきことの整理ですとか、あとはその基本設計方針を盛り込むべきであるかどうかの精査そういったことについて
1:41:32	名簿作業進めていただきましてまたヒアリングさせただけだと思います。引き続き下ろします。
1:41:40	はい。規制庁の岩間です。それでは関西電力側から最終最後に、まとめて、全体通して何かあればお願いします。
1:41:50	はい。関西電力から今日はどうもありがとうございました、関西電力から今日は特にこれ以上はございません。
1:41:58	はい。規制庁の岩根です。ありがとうございます。それでは本日のヒアリングを終わりたいと思います。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。